

おいしい防府水産物ブランド化事業費補助金交付要綱

令和3年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市産の水産物のブランド化を効果的に進め、販路拡大・需要拡大を促進し、市の水産業振興を図ることを目的とした防府水産物ブランド化推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する事業に係る補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 市長は、予算の範囲内において、協議会が行う事業の活動経費について、補助するものとする。

2 前項の規定による補助対象となる協議会の行う事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 防府市産の水産物のブランド化事業の実施
- (2) 防府市産の水産物のブランド化を推進する取組への支援
- (3) ブランド化を推進する水産物の周知・宣伝活動
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要と認める事業

(補助金の交付申請)

第3条 協議会は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要とする書類

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を協議会に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(事業計画の変更)

第5条 協議会は、前条に規定する補助金の交付決定の通知を受けた後、事業計画に変更を加えようとするときは、あらかじめ、変更・中止・廃止承認申請書(第2号様式)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の増額又は20%を超える減額を伴わない場合は承認を受けることを要しない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要とする書類

2 市長は、前項に規定する承認申請書の内容を審査し、適当であると認めるときは、その旨を協議会に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第6条 協議会は、事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、変更・中止・廃止承認申請書(第2号様式)を市長に提出し承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 協議会は、事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要とする書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を協議会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 協議会は、前条の規定により通知を受けて、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

らない。

2 市長は、前項の規定により補助金交付請求書を受理したときは、速やかに協議会に対し補助金を交付するものとする。

(概算払)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、第4条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 協議会は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、補助金概算払請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない

3 市長は、前項の規定により補助金概算払請求書を受理した際は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、協議会に対し補助金を交付するものとする。

4 市長は、補助金の額の確定をした場合において、その額を超える補助金が概算払により交付されているときは、協議会に対し、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(他の用途への使用禁止)

第11条 協議会は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

(関係書類の整備)

第12条 協議会は補助事業の経理について、他の経理と明確に区分して経理しなければならない。

2 協議会は、事業の実施状況及び収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係資料を整備し、交付決定のあった翌年度から5年間保存しておくなければならない。

(報告及び調査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、協議会に対し、事業の実施状況について報告を求め、帳簿その他関係書類を調査し、事業の実施上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第14条 市長は、第5条に規定する事業計画の変更、第6条に規定する事業の中止又は廃止があった場合及び協議会が次の各号のいずれかに該当するとき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、協議会に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第15条 協議会は、当該事業により取得した財産については、事業の完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限等)

第16条 協議会は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、協議会は、次に掲げる場合には、同項の承認を受けることを要しない。

(1) 協議会が、補助金等の全部に相当する金額を市長に納付した場合

(2) 当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第15号）で定める耐用年数をいう。）の期間を経過した場合。ただし、取得価格又は効用の増した額が50万円未満の財産については、耐用年数を5年間とし、市長が特に認める場合は、その期間を短縮できるものとする。

3 補助対象者が取得財産等を処分することにより収入があると市長が認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

おいしい防府水産物ブランド化事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団 体 名

代表者名

年度おいしい防府水産物ブランド化事業について、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、おいしい防府水産物ブランド化事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額

円

2 添付書類

事業計画書及び収支予算書

第2号様式（第5条及び第6条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団 体 名

代表者名

おいしい防府水産物ブランド化事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けたおいしい
計画変更

防府水産物ブランド化事業について、中 止 しましたので、おいしい防府
廃 止
水産物ブランド化事業費補助金交付要綱第 条の定めにより届け出ます。

記

1 届出の内容

--

2 届出により変更となる交付金の額

変 更 前	円
変 更 後	円
増 減 額	円

3 添付書類

届出の内容に関する書類

第3号様式（第7条関係）

おいしい防府水産物ブランド化事業実績報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったおいしい防府水産物ブランド化事業について、下記のとおり事業を実施したので、おいしい防府水産物ブランド化事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき報告します。

記

1 事業の実績 別添事業報告書のとおり

2 事業に要した経費

項 目	①予算額	②決算額	差額 ①－②
市補助金	円	円	円
	円	円	円
計	円	円	円

3 添付書類

- ・事業報告書
- ・収支決算書
- ・その他市長が必要とする書類

第4号様式（第9条関係）

おいしい防府水産物ブランド化事業費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付け 第 号で確定の通知がありましたおいしい防府水産物ブランド化事業費補助金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

交付決定額	確定額	既交付済額	今回請求額

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団 体 名

代表者名

おいしい防府水産物ブランド化事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた
おいしい防府水産物ブランド化事業費補助金について、下記のとおり概算払に
より交付されたく請求します。

記

1 請求額

円

2 請求金額の内訳

交付決定額	既交付済額	今回請求額	残額
円	円	円	円